

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「社会や株主にとって価値ある企業であり続ける」を基本方針に企業価値を継続的に高めるために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくということが、基本的な考え方であり、そのために必要なコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付けております。

健全な企業活動は、法令やルールの遵守、高い倫理感に基づいた行動であると認識しており、特に当社取扱製品(医療機器)の製造及び販売にあたっては薬事法の規制を受けており、それにつきましては、研修などを通じ徹底した指導を実施しております。

平成27年12月現在、取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、毎月1回開催し、経営に関する重要な事項等の決定及び業務執行の監督を行っております。その上で執行役員制度を導入し、取締役の機能の一つである業務執行機能の一部を執行役員に委譲することで、取締役の管理・監督機能を相対的に強化しております。

また、平成27年12月現在、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回開催し、経営監督機関として取締役の業務執行に対する監視を行い、取締役の業務執行が法令・定款に適合し妥当なものであるかについて監査を行っております。

必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士及び会計監査人から意見を聴取するとともに社内教育を実施、リスク管理を徹底しております。

また、各グループ会社取締役の職務の執行の適正性を確保するため、当社への報告体制として毎月1回の定例会議が開催され、モニタリングが適宜行われております。

これらの施策により更なる企業体質の強化を図り、当社グループの長期的な安定経営により株主から更なる信頼を得て参る所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】

当社では、株主が総会議案について十分に検討時間が確保できるよう、法令で定める株主総会2週間以上前の招集通知の早期発送に努めております。しかしながら、株主様より先に情報を一般に公開することは当社方針と異なることから、招集通知発送前の電子的公開については今後の課題と捉え、検討を重ねていきたいと考えております。

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家や海外投資家を含めた株主が議決権行使しやすい環境作りに努める必要があると考えております。

株主総会開催日については、既に集中日を避けておりますが、議決権行使プラットフォーム、招集通知の英訳については、海外投資家の保有比率が20%を超えた段階で検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(5)社外取締役候補及び社外監査役候補については、既に個々の選任理由を株主総会参考資料にて開示しておりますが、次年度以降はそれ以外の候補者についても個別の選任理由を開示する方針です。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役は1名でございます。社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。

ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会としての実効性についての分析・評価、及びその概要の開示につきましては、その方法を含め、引き続き検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性を勘案した上で行うことを基本的な方針としております。

(2)政策保有株式に係る議決権行使の基準

その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。

また、同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との間で会社法に定める関連当事者間の取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規定に定めております。

また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間の取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無、さらに、役員及びその近親者(二親等内)が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの取引の有無を毎年定期的に役員各々に確認しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念等は当社ホームページにおきまして、経営戦略並びに計画は、決算短信におきましてそれぞれ開示しております。

(ご参照)

経営理念等

http://www.nihon-trim.co.jp/company/vision_philosophy/index.html

経営戦略ならびに計画(決算短信)

<http://www.nihon-trim.co.jp/ir/finance/index.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は当社ホームページにおきまして開示しております。

(ご参照)

コーポレートガバナンス

http://www.nihon-trim.co.jp/company/vision_governance/

(3)当社の取締役の報酬につきましては、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。なお、社外取締役の報酬につきましては、業務執行から独立した立場であり、一定の金額を設定することとしております。

(4)経営陣幹部の選任として、取締役の候補者指名につきましては、経営理念、経営ビジョン等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備えることを基準として選任・指名することとしております。

監査役候補につきましては、財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら総合的に勘案して指名しております。

社外取締役及び社外監査役の選任として、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立役員の条件等を参考に選任しております。

【補充原則4-1-1】

当社は「取締役会付議基準」に基づき、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。

(1)会社法及び他法令に規定された事項

(2)定款に規定された事項

(3)株主総会の決議により委任された事項

(4)その他経営上の重要な事項

次の事項は、取締役会に報告するものとしております。

(1)業務の執行の状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項

(2)その他取締役会が必要と認めた事項

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、当社の事業活動全体について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体として各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、研究、開発等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、取締役会にて候補者を選定しております。現在、取締役会は、独立役員である社外取締役1名を含む4名で構成されており、適正であると考えております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役、監査役、社外取締役、社外監査役について、他の上場会社の役員を兼任している者はありません。

今後該当した場合は、取締役会で決議し、兼任状況を開示してまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役が役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得等については、自己研鑽を基本としつつ、必要と認められるトレーニングであると判断した場合は会社の費用で支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、トリムグループ行動規範「4. 株主・投資家等への理解と支持」の方針のもと、さらに下記のことを念頭に、株主との対話は積極的に推進しております。

(1)基本的な考え方

株主との対話全般については社長が統括し、IR担当として執行役員経営企画部長が指名を受け、対話の申し込みに対して適切に対応いたします。

(2)IR体制

IR担当部署である経営企画部を中心として、日常的に必要なに応じ、管理本部(総務・経理等)との連携を取ってまいります。

(3)対話の方法

経営企画部において、電話取材やIR取材を積極的に受けており、半期に一回決算説明会を開催し、社長及び関連会社の責任者より説明を行っております。

(4)社内へのフィードバック

IR活動にて得た意見等については、取締役会等において報告し、情報の共有化に努めております。

(5)インサイダー情報

インサイダー情報の管理として、定期的に全社員へ通知徹底を行い、また毎月開催する幹部会においても必要に応じてインサイダー情報管理について教育を行うなど、インサイダー情報管理に留意しております。

(ご参考)

トリムグループ行動規範

http://www.nihon-trim.co.jp/company/vision_coc/index.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森澤紳勝	3,550,580	41.01

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	478,000	5.52
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	247,400	2.85
株式会社三井住友銀行	120,000	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	116,400	1.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	101,400	1.17
住友生命保険相互会社	100,000	1.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	94,700	1.09
日本トリム従業員持株会	90,400	1.04
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED CLIENTS A/C 513 SIN GAPORE CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	90,000	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

平成26年8月4日付で、主要株主であります森澤紳勝氏が所有する株式のうち、2,120,300株(24.49%)を本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ラボレムスに譲渡いたしました。この株式譲渡に伴い、株式会社ラボレムスが新たに主要株主となっております。なお、大株主の状況に記載の森澤紳勝氏の所有株式数は、株式会社ラボレムスが保有する株式数2,120,300株(24.49%)を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内田 士郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 士郎	○	上場管理等に関するガイドラインで要請している独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役3名(うち社外監査役2名)の構成となっております。
 会計監査人より、監査計画概要書に基づき監査の概要及び重点項目などの報告を受けております。
 また、監査実施中においては、監査役も現場に出向き、監査の進捗状況や問題点の確認を行っており、監査終了後には総括としての監査報告会を行うなど必要に応じ定期的に情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井 利直	他の会社の出身者													
井上 正義	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 利直	○	上場管理等に関するガイドラインで要請している独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。	他社において役員として培われた専門的な知識等を当社の監査体制に活かしていただく為。
井上 正義	○	上場管理等に関するガイドラインで要請している独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。	他社において役員として培われた専門的な知識等を当社の監査体制に活かしていただく為。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループは連結業績向上に対する貢献意欲、株主を重視した経営を推進することを目的としストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループは連結業績向上に対する貢献意欲、社員の士気を一層高め、株主を重視した経営を推進することを目的とし取締役及び従業員に対してストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬
取締役3名 89百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬等について規定を定め、職責、経営執行状況等にもとづき、取締役の報酬額については取締役会の協議により決定しております。また、その具体的金額については、取締役の報酬額は、平成9年6月27日開催の第15期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいた金額としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じ管理本部(総務部、経理部)、経営企画部等の関係部署が対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行

当社における業務執行の判断は、取締役会において実施しており毎月例で一度及び必要に応じて臨時開催しております。取締役は4名(うち社外取締役1名)で構成されており、うち社内取締役は代表取締役社長、各事業部の事業部長及び重要拠点の支社長等の職務に就いております。取締役会には、監査役が必ず出席し取締役の経営判断が法令・定款に適合しているか監査・監督を実施しております。

(2)内部監査・監督

当社は、国内外の関係会社を含めた業務の適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で内部監査室(専任1名)を設置しております。内部監査室長は、代表取締役に任命され、定期的に事業所を巡回監査し、取締役会及び代表取締役に対し、監査結果を報告及び改善提言を行うことにより健全な業務執行の維持に努めております。

(3)会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任あずさ監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それにもとづき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については次の通りであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 松井理晃、内田聡

・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 9名 会計士補等 5名

監査報酬等の内容

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に対する報酬
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 29百万円
上記以外の業務に基づく報酬 3百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役4名のうち1名を社外取締役とし、経営の意思決定につき社外の立場からの助言を取り入れることによりコーポレートガバナンス強化しております。また、経営の意思決定機能を有する取締役会に対して、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで、経営の監視機能を強化しており、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているとの判断から、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	本年度の株主総会は、平成27年6月23日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算(年2回)発表後に開催いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信をホームページ上に掲載いたしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「トリムグループ企業行動規範」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、全役職員に継続的に伝達し浸透させております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し代表取締役がその精神を取締役・使用人をはじめグループ会社全員に継続して周知徹底することにより、定款・法令及び社会倫理の遵守を企業活動の根幹と位置付け徹底する。
代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンスに関する総括責任者として指名し、全社横断的なコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握に努める。
監査役及び内部監査室は連絡を密にし、コンプライアンス体制の状況調査、法令及び定款上の問題及び矛盾の有無を確認し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び使用人の職務執行に係わる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、取締役会において定めるものの他、文書管理に関する「文書管理規程」を必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いをより明確にする。
これとともに意思決定に係わる文書の申請、回付、決裁等は個別の制度を定める。
尚、取締役及び監査役等は法令で定める場合の他、随時これらの文書を閲覧することができ、重要な文書の取扱いに関する社内規定の改廃には、取締役会の承認を必要とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営活動の継続的発展を脅かす恐れのあるあらゆる損失の危険（リスク）を総合的かつ適切に認識し対応するために、リスク管理に関する規定を制定し、事業運営リスク及び個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。
またグループ各社及び事業部の代表者を責任者とする横断的組織を確立し、重大なリスクの未然防止、再発防止に努め事業の継続発展を確保する態勢を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画や全社的に影響を及ぼすような重要事項については、取締役会及び取締役・監査役並びに主要子会社の代表者等により構成されるグループ経営会議を開催し、総合的な検討を行う。また、施策及び業務の効率化を推進するため必要な会議を定期または随時に開催し、情報の共有化をはかり業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を行う。
同時に、業務の効率化に必要な情報インフラの整備、構築を図る。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
当社は、「関係会社管理規程」により、当社子会社の管理を行う。また、当社及び子会社における円滑なグループ企業経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備するとともに、また、海外法人を含む関係会社に対し当社の方針及び経営理念の指導・啓蒙を行うため定期または随時に関係会社連絡会議を開催する。
さらに、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告する。
監査役と内部監査室は、定期または随時に関連会社管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議で報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき会計に精通した使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、指名された使用人は監査役付として職務に専念する。
監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社及び関連会社各社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報等を速やかに監査役に報告する体制を整備する。
使用人等は、監査役の監査に対して、職務の実施状況を正確に報告し、その職務に係わる資料等を開示する。また、監査役は必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締役会に具申する。
さらに、監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、独立性に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役と協議する。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を持たないことを基本方針とする。
また、警察、顧問弁護士等の外部の専門機関及び近隣の企業等との情報交換等を通じ、反社会的勢力に関する情報収集を日常的に行う等、緊密に連携をとり、体制の強化を図るものとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりませんが、安定株主を増加させることを重要課題の一つとして認識しております。そのためには株主に対して安定的な配当を実施するとともに、常に価値ある企業であり続けたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

